

## 社会福祉施設職員等退職手当共済制度について(説明資料)

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| 1. 退職手当共済制度の仕組みと現状 | ..... 1 |
| 2. 退職手当共済制度をめぐる課題  | .....10 |
| 3. 見直しに向けての論点      | .....14 |

# 1. 退職手当共済制度の仕組みと現状

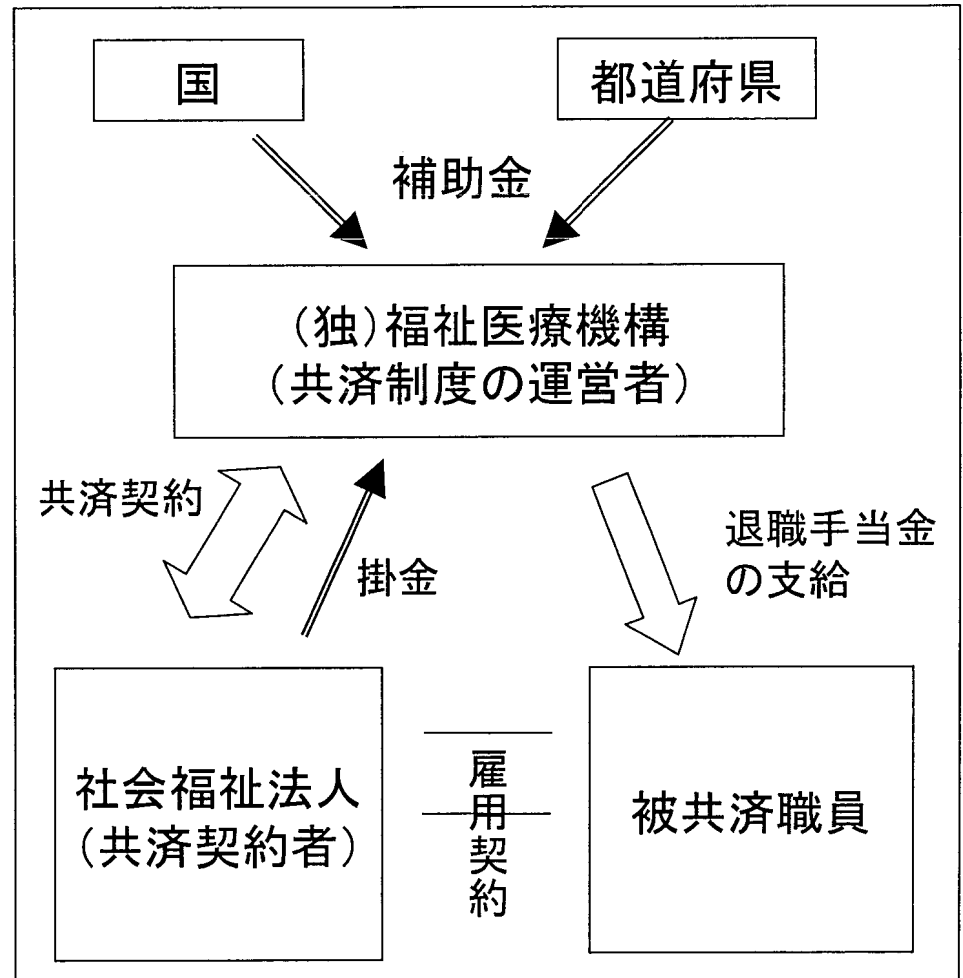
# 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の概要

- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。
- 公立の社会福祉施設と同等の待遇を確保する観点から、給付水準は国家公務員準拠となっており、その財源については国及び都道府県から高率の補助がなされている。

## 制度のポイント

- 制度加入対象は、社会福祉法人(経営者)の経営する社会福祉施設等の職員。
- 加入方式は、経営者ごとの任意・包括加入
- 給付水準は国家公務員に準拠。
- 財源方法は賦課方式
- 給付費については、国、都道府県、及び経営者(社会福祉法人)が3分の1ずつ負担。
- 社会福祉施設等以外の施設・事業についても、経営者の任意の申し出により制度加入可能(申出施設等)。但し、公費補助は行われぬ。(経営者が3分の3負担)

※申出施設等・・・介護老人保健施設、指定居宅介護支援事業 等



## 参考：社会福祉施設職員等退職手当共済法の主な経緯

### 創設時(昭和36年)

- 社会福祉事業の一翼を担う民間社会福祉施設では、その職員の給与その他の待遇面で公立の社会福祉施設の職員に比較して格差があり、必要な職員の確保や資質の高い職員の定着化が図られないという実情があった。給与については、徐々に改善が図られていたが、退職金についてはこれを積み立てる財源がなく、また、小規模な施設が多いことから、独自の制度を設置することが困難な状況であった。
- 一方、昭和34年に中小企業退職金共済制度が発足したが、掛金負担が困難であることや公立施設に準じた水準の支給が困難である等の問題があった。
- これらの背景から、職員に対する待遇改善により、職員の身分の安定、質の高い人材の確保を図るため、社会福祉施設職員を対象とした退職金制度の早期実現が要請され、昭和35年より、全国社会福祉協議会の特別委員会及び厚生省において、退職手当共済制度について調査、検討。
- その結果、給付水準を国家公務員準拠とし、高率の公的補助がなされる社会福祉施設職員退職手当共済制度を創設。

### 平成4年改正

- ゴールドプランの推進等、在宅福祉事業の重要性が増し、在宅福祉事業におけるホームヘルパー等の人材を確保する観点から、在宅福祉事業についても対象事業に追加するなどの改正を実施。

### 平成12年改正

- 社会福祉法人制度が成熟化し、社会福祉法人が多様なニーズに応じてサービスを展開することが求められている状況を踏まえ、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人に 加入者を限定。
- 併せて、共済契約対象となる施設を拡大(申出施設等)。

# 退職手当共済制度の実施状況

介護保険制度の施行等に伴い、社会福祉法人の経営する施設・事業が増加していることから、被共済職員数、退職者数及び給付費は増加する傾向。

年度	単位	11	12	13	14	15
<b>1 加入状況(各年4月1日現在)</b>						
(1) 契約者数	件	13,407	13,774	14,201	14,613	15,098
(2) 施設等の数	件	25,307	27,008	30,002	32,182	34,497
社会福祉施設等		25,307	27,008	28,607	30,226	32,094
申出施設等(※)		—	—	1,395	1,956	2,403
(3) 被共済職員数	人	438,019	465,059	510,264	550,181	587,608
社会福祉施設等		438,019	465,059	496,727	533,109	567,285
申出施設等		—	—	13,537	17,072	20,323
(4) 平均被共済職員期間		6年10月	6年9月	6年6月	6年5月	6年4月
<b>2 退職手当金支給状況</b>						
(1) 給付人数	人	38,928	44,380	53,949	51,176	60,050
(2) 退職者の平均在職期間		5年4月	5年3月	4年11月	5年0月	5年0月
(3) 給付費	百万円	50,527	59,998	68,453	63,530	73,953
(4) 1件平均給付額	万円	130	135	127	124	123
<b>3 国庫補助金</b>						
国庫補助額	百万円	16,842	19,887	22,187	20,487	23,758

※平成13年4月1日より社会福祉施設等以外の施設・事業についても、経営者が任意で申し出ることにより制度加入ができることとなっている。

○施設等の種類別にみた被共済職員数の推移

各年4月1日現在の被共済職員数（人）

	H11	H12	H13	H14	H15
社会福祉施設等	438,019	465,059	496,727	533,109	567,285
保護施設	4,351	4,357	4,476	4,593	4,643
児童福祉施設	169,234	175,279	182,612	191,640	199,702
老人福祉施設	178,577	194,926	213,409	233,714	252,790
うち特別養護老人ホーム	133,692	144,759	156,811	171,247	184,202
ケアハウス	3,617	4,412	5,114	5,666	6,323
老人デイサービス	28,576	32,539	37,935	42,288	47,078
老人短期入所施設	625	890	1,067	1,246	1,414
障害者施設	77,147	80,495	83,906	89,224	93,570
その他施設	516	521	556	553	551
特定社会福祉事業	8,214	9,481	11,768	13,385	16,029
うち老人居宅介護等事業	7,334	8,026	9,390	10,466	11,336
痴呆対応型老人共同生活支援事業	—	305	977	1,840	3,192
申出施設等	—	—	13,537	17,072	20,323
うち介護老人保健施設	—	—	4,713	6,518	7,633
合計	438,019	465,059	510,264	550,181	587,608

# 被共済職員の加入期間の状況及び退職手当受給者の加入期間の状況

## ○被共済職員の加入期間の状況

平成15年4月1日現在

被共済職員期間	職員数(人)	構成比(%)	累積構成比(%)
0年	101,365	17.24	17.24
1年	82,493	14.04	31.28
2年	73,114	12.44	43.72
3年	47,507	8.08	51.80
4年	36,231	6.17	57.97
5年	29,583	5.03	<b>63.00</b>
6年	27,414	4.67	67.67
7年	21,963	3.74	71.41
8年	17,408	2.96	74.37
9年	17,788	3.03	77.40
10年	16,348	2.78	<b>80.18</b>
11年	14,009	2.38	82.56
12年	11,183	1.90	84.46
13年	9,319	1.59	86.05
14年	7,889	1.34	87.39
15年	6,516	1.11	88.50
16年	6,232	1.06	89.56
17年	5,540	0.94	90.50
18年	5,266	0.90	91.40
19年	4,857	0.83	92.23
20年	4,857	0.83	93.06
21年	5,090	0.87	93.93
22年	4,705	0.80	94.73
23年	4,893	0.83	95.56
24年	4,349	0.74	96.30
25年	4,114	0.70	97.00
26年	3,565	0.61	97.61
27年	2,819	0.48	98.09
28年	2,674	0.46	98.55
29年	2,044	0.35	98.90
30年	1,562	0.27	99.17
31年	1,250	0.21	99.38
32年	927	0.16	99.54
33年	620	0.11	99.65
34年	543	0.09	99.74
35年	358	0.06	99.80
36年	299	0.05	99.85
37年	184	0.03	99.88
38年	132	0.02	99.90
39年	101	0.02	99.92
40年	80	0.01	99.93
41年	417	0.07	100.00
計	587,608	100.00	

(参考)平均被共済職員期間 6年 4ヵ月

## ○退職手当受給者の加入期間の状況

(平成15年度)

被共済職員期間	職員数(人)	構成比(%)	累積構成比(%)
1年	13,872	23.10	23.10
2年	10,577	17.61	40.71
3年	7,454	12.41	53.12
4年	4,857	8.09	61.21
5年	4,184	6.97	<b>68.18</b>
6年	3,351	5.58	73.76
7年	2,434	4.05	77.81
8年	1,749	2.91	80.72
9年	1,527	2.54	83.26
10年	1,398	2.33	<b>85.59</b>
11年	1,165	1.94	87.53
12年	839	1.40	88.93
13年	678	1.13	90.06
14年	529	0.88	90.94
15年	434	0.72	91.66
16年	373	0.62	92.28
17年	323	0.54	92.82
18年	302	0.50	93.32
19年	310	0.52	93.84
20年	348	0.58	94.42
21年	408	0.68	95.10
22年	358	0.60	95.70
23年	339	0.56	96.26
24年	285	0.48	96.74
25年	316	0.53	97.27
26年	265	0.44	97.71
27年	227	0.38	98.09
28年	214	0.36	98.45
29年	194	0.32	98.77
30年	135	0.23	99.00
31年	115	0.19	99.19
32年	93	0.16	99.35
33年	84	0.14	99.49
34年	50	0.08	99.57
35年	49	0.08	99.65
36年	30	0.05	99.70
37年	34	0.06	99.76
38年	27	0.04	99.80
39年	22	0.04	99.84
40年	18	0.03	99.87
41年	80	0.13	100.00
42年	3	-	100.00
計	60,050	100.00	

(参考)平均被共済職員期間 5年 8ヵ月

## 退職手当金の算定方法

退職手当金の額

=

計算基礎額

×

支給乗率

### ○計算基礎額(政令事項)

- ・退職前6月の本俸月額の前平均額に応じて設定
- ・最低62,000円、最高360,000円で20ランク

### ○支給乗率(法律事項)

- ・被共済職員期間及びそれに応じて設定される支給率をもとに計算  
(次ページ参照)
- ・国家公務員に準拠

(被共済職員期間が長くなるにつれて、支給率が上昇するとともに、11年、20年、25年になるときに、それより以前の年数分についても支給率を引き上げて計算しており、退職金額が大幅に伸びる構造となっている。)



# 被共済職員期間別の支給率と支給乗率

被共済職員期間1～10年

被共済職員 期間(年)	支給率	支給乗率
1	0.6	0.6
2	0.6	1.2
3	0.6	1.8
4	0.6	2.4
5	0.6	3
6	0.75	4.5
7	0.75	5.25
8	0.75	6
9	0.75	6.75
10	0.75	7.5

被共済職員期間11～19年

被共済職員 期間(年)	支給率	支給乗率
1	0.8	
2	0.8	
3	0.8	
4	0.8	
5	0.8	
6	0.8	
7	0.8	
8	0.8	
9	0.8	
10	0.8	
11	0.88	8.88
12	0.88	9.76
13	0.88	10.64
14	0.88	11.52
15	0.88	12.4
16	0.88	13.28
17	0.88	14.16
18	0.88	15.04
19	0.88	15.92

被共済職員期間20～24年

被共済職員 期間(年)	支給率	支給乗率
1	1	
2	1	
3	1	
4	1	
5	1	
6	1	
7	1	
8	1	
9	1	
10	1	
11	1.1	
12	1.1	
13	1.1	
14	1.1	
15	1.1	
16	1.1	
17	1.1	
18	1.1	
19	1.1	
20	1.1	21
21	1.2	22.2
22	1.2	23.4
23	1.2	24.6
24	1.2	25.8

被共済職員期間25年以上

被共済職員 期間(年)	支給率	支給乗率
1	1.25	
2	1.25	
3	1.25	
4	1.25	
5	1.25	
6	1.25	
7	1.25	
8	1.25	
9	1.25	
10	1.25	
11	1.375	
12	1.375	
13	1.375	
14	1.375	
15	1.375	
16	1.375	
17	1.375	
18	1.375	
19	1.375	
20	1.375	
21	1.5	
22	1.5	
23	1.5	
24	1.5	
25	1.5	33.75
26	1.5	35.25
27	1.5	36.75
28	1.5	38.25
29	1.5	39.75
30	1.5	41.25
31	1.25	42.5
32	1.25	43.75
33	1.25	45
34	1.25	46.25
35	1.25	47.5
36	1.25	48.75
37	1.25	50
38	1.25	51.25
39	1.25	52.5
40	1.25	53.75
41	1.25	55
42	1.25	56.25
43	1.25	57.5
44	1.25	58.75
45	1.25	60

## 【支給乗率の計算方法】

例1 : 被共済職員期間が6年の場合

$$6年 \times 0.75 = 4.5$$

例2 : 被共済職員期間が11年の場合

$$10年 \times 0.8 + 1年 \times 0.88 = 8.88$$

例3 : 被共済職員期間が25年の場合

$$10年 \times 1.25 + 10年 \times 1.375 + 5年 \times 1.5 = 33.75$$

## 掛金額の推移

社会福祉施設等職員1人あたりの掛金額(単位掛金額)は、年額42,300円(申出施設等職員1人あたり年額126,900円)。掛金額は、おおむね5年を通じ財政均衡を保つことができるものでなければならぬこととされており、平成13～17年度の額として年額39,000円に設定していたが、退職者の増加に伴い、16年度に額を引上げ。

### 単位掛金額の推移

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
単位掛金額	35,340	36,900	37,670	39,960	40,920	39,000	39,000	39,000	39,000	42,300

※単位は円。額は年額。申出施設等については、3倍の額

